記
税理士　笠原　正稔　昭和36年８月22日生
税理士名簿登録番号　第93743号
税理士事務所　長野県上伊那郡辰野町大字平出1717番地１
住所　長野県諏訪市大字中洲3003番地11

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成27年６月17日から１月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成27年６月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　狩野　操子　昭和24年２月７日生
税理士名簿登録番号　第127169号
税理士事務所　長野県松本市島立2194番地
住所　長野県安曇野市豊科高家935番地５

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成27年６月17日から２月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成27年６月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
弁護士　工藤　正朗　昭和48年９月９日生
弁護士名簿登録番号　第35808号
弁護士事務所　福岡県北九州市小倉北区金田１丁目８－５－５Ｆ－Ｂ
住所　福岡県北九州市小倉北区金田一丁目10番22―1101号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成27年６月18日から１月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成27年６月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　國安　道弘　昭和32年３月11日生
税理士名簿登録番号　第106772号
税理士事務所　東京都品川区西五反田３－15－８　アラウンド東京ビル８階
住所　東京都武蔵野市吉祥寺北町２丁目６番20号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成27年６月18日から６月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成27年６月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　倉持　哲也　昭和47年２月15日生
税理士名簿登録番号　第93564号
税理士事務所　東京都立川市羽衣町２丁目68番８号
住所　東京都立川市羽衣町２丁目68番８号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成27年６月16日から８月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成27年６月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　黒木　　穣　昭和28年８月１日生
税理士名簿登録番号　第85342号
税理士事務所　宮崎県宮崎市旭１丁目６番15号ＴＤビル95
住所　宮崎県宮崎市柳丸町72番地サーパス柳丸602号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成27年６月17日から３月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成27年６月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　小泉　明義　昭和30年10月30日生
税理士名簿登録番号　第86244号
税理士事務所　東京都台東区池之端２丁目１番地42号ヴァッソンシノバズ202号
住所　東京都台東区池之端２丁目１番39―1004号　池之端パークハイツ

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成27年６月18日から４月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成27年６月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　小林　慶久　昭和43年９月30日生
税理士名簿登録番号　第85557号
税理士事務所　千葉県市川市市川１丁目13番32号　アパートメントウィステリア604号室
住所　千葉県市川市市川１丁目13番32―604号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成27年６月17日から６月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成27年６月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　齊藤　晃夫　昭和30年７月10日生
税理士名簿登録番号　第89362号
税理士事務所　千葉県館山市北条2206番地３
住所　千葉県館山市広瀬460番地

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第２項の規定に基づき、平成27年６月19日から４月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成27年６月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　**齋**藤　美雄　昭和35年７月３日生
税理士名簿登録番号　第69609号
税理士事務所　栃木県足利市通１丁目2706番地４
住所　栃木県足利市通１丁目2706番地４

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第２項の規定に基づき、平成27年６月17日から１年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成27年６月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　神頃　俊治　昭和24年３月21日生
税理士名簿登録番号　第49139号
税理士事務所　広島県広島市中区八丁堀５番22号　メゾン京口門304号室
住所　広島県広島市安佐北区亀崎一丁目４番12号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成27年６月16日から８月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成27年６月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　中野　文雄　昭和23年７月16日生
税理士名簿登録番号　第75791号
税理士事務所　福島県いわき市鹿島町久保１丁目７－８
住所　福島県いわき市鹿島町久保一丁目７番地の２

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成27年６月17日から６月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成27年６月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　法月二三夫　昭和29年３月31日生
税理士名簿登録番号　第109117号
税理士事務所　静岡県静岡市葵区清閑町11―11
住所　静岡県焼津市田尻1815番地

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成27年６月18日から４月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成27年６月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　山田　章三　昭和37年８月25日生
税理士名簿登録番号　第81095号
税理士事務所　神奈川県横浜市西区高島２丁目10番13号横浜東口ビル402―Ａ号室
住所　神奈川県鎌倉市二階堂323番地６

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び第46条の規定に基づき、平成27年６月16日から10月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成27年６月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　若林　**芳**男　昭和19年１月18日生
税理士名簿登録番号　第97883号
税理士事務所　長野県上田市常田３丁目９番10号
住所　長野県上田市真田町本原2123番地